

令和7年8月6日

一般財団法人日本医師会医療情報管理機構

ICI株式会社

医療情報の不適切な取得及び提供について

一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）とICI株式会社（以下「ICI」という。）とは、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）に基づく匿名加工医療情報作成事業におきまして、提供停止・削除の求めをいただいていた1名（以下、「ご本人」という。）の医療情報を誤って取得及び提供していたこと（以下、「本件」という。）を確認いたしました。

ご本人から提供停止・削除の求めがあった医療情報を取得及び提供していたことは、個人情報取扱事業者、認定匿名加工医療情報作成事業者及び認定医療情報等取扱受託事業者のいずれの立場においてもあってはならないことで、提供停止・削除の求めをいただいている患者・住民、そのご家族、医療情報取扱事業者、匿名加工医療情報取扱事業者その他の関係各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたして誠に申し訳ございません。深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 経緯と原因

- (1) 次世代医療基盤法に基づき、認定匿名加工医療情報作成事業者であるJ-MIMO（以下「認定作成事業者J-MIMO」という。）及び認定医療情報等取扱受託事業者であるICI（以下「認定受託事業者ICI」という。）は、ある医療情報取扱事業者（以下「当該医療機関」という。）から医療情報をご提供いただいています。
- (2) また、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、J-MIMOは、当該医療機関から医療情報の管理等の業務を委託され（委託先としてのJ-MIMOを以下「委託先J-MIMO」という。）、ICIに再委託しています（再委託先としてのICIを以下「再委託先ICI」という。）。
- (3) 委託先J-MIMOは、令和5年5月28日付けでご本人から提供停止・削除の求めを受け付け、再委託先ICIがご本人を「提供停止リスト」に追記しました。
- (4) しかしながら、ご本人が記載されていた「提供停止リスト」に対して、再委託先ICIが別の方を追記する際、誤ってご本人の情報を「提供停止リスト」から消失させてしまいました。これが本件の原因と考えております。

- (5) これにより、令和6年5月15日以降、再委託先 I C I はご本人の医療情報を正しく除外することができず、認定作成事業者 J－M I M O に対して、ご本人が含まれる医療情報を誤って提供していました。
- (6) 令和7年7月24日、「提供停止リスト」の書式改善活動の過程で、再委託先 I C I がご本人の情報の消失を発見しました。

2 当該情報の第三者への提供

- (1) ご本人の医療情報は、認定作成事業者 J－M I M O 及び認定受託事業者 I C I によって専用のサーバで厳格に管理されており、認定作成事業者 J－M I M O 及び認定受託事業者 I C I より外部への漏えいは発生していません。
- (2) 認定作成事業者 J－M I M O から匿名加工医療情報取扱事業者に匿名加工医療情報を提供するには次世代医療基盤法に基づく匿名加工を施しており、ご本人を識別することはできません（個人情報の漏えいはありません。）。

3 対応状況

- (1) 令和7年7月24日に本件が発覚したことから、同月25日及び28日に、認定作成事業者 J－M I M O から、当該医療機関、内閣府及び個人情報保護委員会に報告しました。
- (2) ご本人にも、ご報告とお詫びのご連絡を差し上げました。
- (3) ご本人が含まれる匿名加工医療情報について、匿名加工医療情報取扱事業者において利用を停止しています。

4 再発防止策

J－M I M O 及び I C I では、これまでも医療情報に対して厳格な管理の徹底に努めてまいりましたが、このような事態が発生したことを踏まえ、今後はさらなる厳格化を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。

- (1) 以下の対策を既に実施しております。
 - ・再委託先 I C I の体制を強化し、「提供停止リスト」作成時にクロスチェックの導入を開始しています。
- (2) 委託先 J－M I M O 及び再委託先 I C I において、今後は、以下の再発防止策に取り組んでまいります。
 - ①「提供停止リスト」の様式の見直し
 - ②「提供停止リスト」の運用の見直し
 - ③業務の一部自動化

- (3) 上記(1)及び(2)の記載する措置に加え、認定作成事業者 J-MIMO 及び認定受託事業者 ICI は、医療情報の提供を受けるに際して、当該措置の実施状況の確認を徹底します。
- (4) 上記の対応のほか、内閣府及び個人情報保護委員会から指示があった場合は真摯に対応してまいります。
- 5 本件に関するお問い合わせ窓口（日本医師会医療情報管理機構（J-MIMO））
- 電子メール：toiawase@j-mimo.or.jp
- お電話：03-5981-9099 月～金 9:30-17:30（土日祝日・年末年始は除く）

以上